

一人ひとりの人権意識を育てよう

私たちは、生まれながらにして自由・平等であり、幸せで健康に生きる権利をもっています。この権利は、基本的人権として侵すことのできない大切なものです。

だれもが幸せに暮らせる明るい社会を作るためには、人権問題を正しく理解し相手の立場にたって考え、行動をすることが大切です。

真に人権が尊重される社会を築くため、市民一人ひとりが思いやりの心を持って行動しましょう。

12月4日から10日までは第57回人権週間です

1948年（昭和23年）12月10日、国連総会で世界人権宣言が採択されたのを記念し、毎年12月10日は「人権デー」と定められました。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権デーを最終日とする12月4日から10日までを「人権週間」として各種の人権啓発活動を行っています。

一人ひとりとはみな違いますが、人権はすべての人に平等に保障されています。しかし、自分の人権を主張するだけでは、他の人の人権を侵害することもあります。

人権週間に当たり、人権は、自分と同じように他の人にもあることを考え、お互いに相手の立場を考え、豊かな人間関係をつくりましょう。

人権について気軽にご相談ください

常陸大宮市には法務大臣より委嘱された9人の人権擁護委員がいます。人権に関する悩みごと、心配ごとなどの相談を受けるとともに、人権尊重思想の普及高揚に努めています。

特設人権相談所は年11回開設、小中学生を対象に人権に関する書道や作文の募集、人権の花運動や人権七夕まつりの開催等啓発活動を行っています。

【人権擁護委員】

長嶋 丞 子	東富町	☎ 52-0055
原 博 子	栄 町	☎ 52-0278
野 澤 知行	辰ノ口	☎ 53-0880
寺 門 延 幸	下村田	☎ 53-2988
鈴 木 泰 全	山 方	☎ 57-6039
木 村 孝 吉	舟 生	☎ 57-3047
岡 崎 良 夫	鷺 子	☎ 58-2926
長 山 徹 夫	小 舟	☎ 56-2220
大 森 照 野 田	野 田	☎ 55-2307

～人権週間強調事項～

- ・女性の地位を高めよう
- ・子どもの人権を守ろう
- ・高齢者を大切にする心を育てよう
- ・障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
- ・部落差別をなくそう
- ・アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ・外国人の人権を尊重しよう
- ・HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- ・刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ・犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ・インターネットを悪用した人権侵害は止めよう
- ・性的思考を理由とする差別をなくそう
- ・ホームレスに対する偏見をなくそう
- ・性同一性障害を理由とする差別をなくそう



人権相談所・法務総合相談所を合同で開設します

日 時 12月4日(日)午前10時～午後3時（法務総合相談は午後3時30分まで）

場 所 おおみやコミュニティセンター（北町400-2）

相談内容 境界争い、相続・贈与・売買などの登記手続、抵当権の抹消手続、地代家賃の供託手続、戸籍の届出方法、成年後見制度、サラ金の取立て問題、夫婦・親子など家庭内の問題、近隣とのトラブル、セクハラ、子どものいじめ、DV問題などについて、法務局職員及び人権擁護委員が相談に応じます。

問合せ先 水戸地方法務局総務課 ☎029-227-9911

市役所本庁市民課 (52)-1111 (内線102)

※広報「常陸大宮No.7」平成17年4月号では、人権相談所の開設を12月6日にショッピングセンターピサーロと掲載しましたが、法務総合相談と合同で開設するため、4日に変更しました。